

2017年3月28日

株式会社A I Z E N
代表取締役 大谷 勝美 様

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰 徳
【連絡先（事務局）】担当：袋井
〒540-0033 大阪市中央区石町一丁目1番1号
天満橋千代田ビル
TEL.06-6945-0729 FAX.06-6945-0730
E-mail : info@kc-s.or.jp
HP: [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

ご 通 知

貴社からの2017年1月30日付回答（以下「貴社ご回答」といいます。）
に対し、下記のとおりご通知します。

貴社ご回答では、ホームページの改定について、「予定より遅れており、申し
訳ございません。現在制作会社と作成中でございます。出来上がりましたら報
告致します。」と述べられていますが、プラン統一に伴ってホームページを改定
する期日について、新たな目途すら明らかにされていません。2016年6月
3日にFAXにて受領した回答において、貴社は、当団体の指摘した条項につ
いて削除を明言されました。また、同年8月26日にFAXにて受領した回答
において、貴社は、プラン統一に伴ってホームページを改定する期日について、
2016年内完成を目指している、とされました。

しかし、2017年3月27日時点においても、貴社はホームページを変更
しておられません。消費者契約法上問題があると削除を求めた条項を、貴社が
そのまま使用し続けておられることに関し、当団体は、これ以上放置できない
との判断に至りました。

そこで、当団体では、条項を削除するという貴社の当団体に対する約束を守
っていただくために、添付した「誓約書」の各条項について誓約していただき、
もし誓約に反したときには、当団体に対し違約金（民事罰）を支払う旨を約束
していただくことを求めます。適格消費者団体がこのような違約金を受領する
ことは、消費者契約法第28条第1項4号により認容されているところです。

つきましては、別添誓約書記載の内容について当団体にお約束頂きたく、ご検討の上、受諾される場合には、同封した誓約書に署名捺印の上、ご返送いただき、拒否される場合にはその旨ご回答ください。本書到達後10日以内に諾否についてご回答下さい。

貴社からの回答の有無及びその内容を拝見した上で、差止請求訴訟の提起の必要性があるか検討致します。

また、貴社ご回答に添付された契約書にも問題点があると認識していること、本書に対する回答の有無及び内容は公表の対象であることを申し添えます。

以上のとおり、ご通知いたします。

以上